

令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会3月会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和3年 4月 28日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和3年 4月 28日

開 議 令和4年 3月 4日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(12番)木佐貫 徳和 君 (1番)後藤 道子 君

職務の為の出席者：(議会事務局長)川元 俊朗 君 (書記)平瀬戸 ゆかり君
(書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	不 在	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	上大川秋広君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	税 務 課 長	下園敬二君
支 所 長	川 越 貢 君	建 設 課 長	中之浦伸一君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	町民保健課長	黒木秀君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
商工観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議に付した事件 : 議事日程のとおり

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和4年 3月 4日 午後 1時55分

議 事 日 程

日程第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第 2	審 議 期 間 の 決 定
日程第 3	諸 般 の 報 告

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 4	議案第 34号	令和3年度南大隅町一般会計補正予算(第10号)について
日程第 5	議案第 35号	令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第 6	議案第 36号	令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第 7	議案第 37号	令和3年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)について
日程第 8	議案第 38号	令和3年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)について
日程第 9	議案第 39号	令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第 10	議案第 40号	令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第 11	議案第 41号	令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第 12	議案第 42号	南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件
日程第 13	議案第 43号	南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件
日程第 14	議案第 44号	財産の取得について議決を求める件
日程第 15	議案第 45号	南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件
日程第 16	議案第 46号	南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 17	議案第 47号	南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 18	議案第 48号	南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

日程第 19	議案第 49号	令和4年度 南大隅町一般会計予算について
日程第 20	議案第 50号	令和4年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 21	議案第 51号	令和4年度 南大隅町診療所事業特別会計予

日程第 2 2	議案第 5 2 号	算について 令和 4 年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
日程第 2 3	議案第 5 3 号	令和 4 年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
日程第 2 4	議案第 5 4 号	令和 4 年度 南大隅町下水道事業特別会計予算について
日程第 2 5	議案第 5 5 号	令和 4 年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 2 6	議案第 5 6 号	令和 4 年度 南大隅町水道事業会計予算について

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから、令和3年度第2回南大隅町議会定例会3月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、木佐貫徳和君及び後藤道子さんを指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治君）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果及び随時監査に関する報告が提出されました。

次に、本日まで受理した要望書は、別紙のとおりお手元に配付いたしました。

系統議長会関係では、2月15日、県町村議会議長会第73回定期総会が開催される予定でしたが、ご案内のとおり書面表決となっておりますので、令和2年度決算の承認及び、令和4年度事業計画及び予算が議決され次第ご報告をいたします。

また、肝属郡町村議会議長会第230回定期総会については、2月3日に東串良町で

開催され、令和4年度行事計画及び令和4年度の予算が議決されました。

そのほか、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

- ▼ 日程第 4 議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について
- ▼ 日程第 5 議案第35号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第 6 議案第36号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第 7 議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第 8 議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第 9 議案第39号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第10 議案第40号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第11 議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治君）

日程第4、議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第11、議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案についての提案理由を説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。

3月会議、本日からよろしくお願ひ申し上げます。

ただ今、一括提案となりました、議案第34号から議案第41号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案34号は、令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総括から歳入歳出それぞれ3億6千6百8万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3千3百27万2千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、基幹水利施設ストックマネジメント事業、国有分収林売払い事業、重油高騰支援事業、道路メンテナンス事業等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございま

す。

また、第2条では、本庁舎建設事業に係る継続費の、本年度決算見込みによる減額並びに公用車車庫等整備事業の事業費の調整を行い、第3条では、次年度への繰り越しが必要な11事業について繰越明許費の追加を、第4条では、債務負担行為の追加を、第5条では、地方債の追加、借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第35号は、令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百26万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億3千3百77万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、基金繰入金及び繰越金等の調整を行ったところであります。

次に、議案第36号は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9百86万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千4百29万3千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第37号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百16万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千8百97万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出予算において、基金積立金の追加計上、及び事務事業の決算見込みによる予算調整を行い、歳入予算においてもそれぞれ決算見込みによる調整を行っております。

続きまして、議案第38号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、87万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千6百20万9千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整であります。

次に、議案第39号は、令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千1百88万1千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整でございます。

また、第2条は、債務負担行為の設定を行い、第3条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第40号は、令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百75万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千5百15万6千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

次に、議案第41号は、令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は収益的収入から3百48万2千円、収益的支出から4百72万2千円をそれぞれ減額し、収益的収入の予定額を3億5千9百7万8千円、収益的支出の予定額を3億1千2百57万1千円とし、資本的収入から2千1百50万円、資本的支出から1千9百46万6千円をそれぞれ減額し、資本的収入の予定額を1千8百50万円、資本的支出の予定額を1億5千6百68万7千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第34号一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）、令和3年度南大隅町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6千6百8万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3千3百27万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

6ページをお願いします。

第2表 継続費補正でございますが、本庁舎建設事業の事業費17億3千9百90万円を、16億8千9百90万円に。

公用車車庫等整備事業の事業費1億1千6百15万4千円を、1億4百36万6千円にするものでございます。

今年度の決算見込みによる年割額の調整を行っております。

続いて、下段の第3表 繰越明許費でございますが、社会保障・税番号制度シス

テム整備改修事業29万7千円のほか、10事業について繰り越しを行うものでございます。

その他の事業名及び金額についてはお目通しをお願いいたします。

7ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正でございますが、派遣職員住宅等賃借料（鹿児島県市町村課）、一般廃棄物処理業務委託を追加するものでございます。

続いて、下段の第5表 地方債補正でございますが、今回8件の変更をするものでございます。それぞれの事業について、決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて、地方債についてもそれぞれ調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

続いて、10ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものが大半でございます。主なもののみご説明申し上げます。

まず10ページでございますが、歳入でございます。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2千5百95万4千円につきましては、額の確定による追加でございます。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、税制改正に伴いまして新たに項目を設定いたしました。

13ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8百70万1千円は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の地方創生臨時交付金でございます。

続いて、2目民生費国庫補助金に、子育て世代臨時特別給付金事業費補助金3千8百90万円は、国庫補助決定に伴い計上いたしました。

16ページをお願いします。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入に、分収林売払収入1千1万円は分収林の購買によるものでございます。

17ページをお願いします。

21款諸収入、3項雑入、1目雑入でございます。18ページ中段の派遣職員給与負担金1千3百67万6千円、派遣職員の人件費分として、鹿児島県及び後期高齢者広域連合がそれぞれ負担するものでございます。

20ページ以降、歳出についてでございますが、減額分については割愛させていただきまして、追加の主なもののみ説明申し上げます。

21ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、22ページの18節負担金補助及び交付金に、派遣職員給与負担金9百44万7千円、県派遣職員に係る人件費負担金でございます。

26ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、13目財政調整基金費から18目地域振興基金費につきましては、それぞれ特定財源を充当し積立てを行うもので、14目減債基金費3千8百70万1千円につきましては、令和3年度の臨時財政対策債に係る償還分として交付税措置されたものを計上したところでございます。

40ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農地費、18節負担金補助及び交付金でござい

ますが、基幹水利施設ストックマネジメント事業8百48万1千円は農業水利施設の設備工事負担金でございます。

41ページをお願いします。

5款農林水産業費、2項林業費、3目町有林整備事業費に1千1万円は、分収林の売払いに伴う交付金でございます。

44ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費、12節委託料に、指定管理委託料4百38万4千円は、重油価格の高騰支援に係る経費の計上でございます。

45ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございますが、46ページをお願いします。上段の18節負担金補助及び交付金1百50万円は、県道鹿屋吾平佐多線の改良工事に係る負担金でございます。

続いて、2目道路維持費、14節工事請負費に7百万円、道路メンテナンス事業に係る経費を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第35号をお願いします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第35号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、令和3年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百26万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千3百77万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

まず、歳入の主なものをご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、予定収納見込みによる減額を行ったもので、9款繰入金につきましては、決算見込みに伴う一般会計繰入金と基金繰入金の調整を行ったものでございます。

8ページをお開きください。歳出になります。

8ページ、1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費から、11ページ、10款公債費、1項公債費、1目利子までにつきましては、それぞれ決算見込みによる不用額の減額及び財源調整を行ったものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第36号診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第36号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）、令和3年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9百86万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千4百29万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、4目郡診療所一般管理費、10節需用費、光熱水費に不足が生じたので1万5千円の増額と、10ページをお開きください。

3款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還金利子及び割引料の、償還金利子に不足が生じたので1千円を計上しております。ほか、各診療所ごとそれぞれ不用額の調整により減額するものでございます。

6ページをお開きください。

歳入でございます。

主なものとしまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目診療所使用料7百20万円を減額するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2百66万1千円は財源調整のため減額するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）、令和3年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところです。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百16万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千8百97万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開きください。

まず、先に歳出についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定及び決算見込みによる歳入歳出の調整を行うものでございます。減額分につきましては割愛させていただき、追加分のみご説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護福祉用具購入費、18節負担金補助及び交付金に、居宅介護福祉用具購入費として20万円を。

10ページをお開きください。

同じく、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、3目介護予防福祉用具購

入費、18節負担金補助及び交付金に、介護予防福祉用具購入費として10万円を決算見込額の積算による不足分として増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険基金積立金として3万円を増額積み立てるものでございます。

歳入につきまして、6ページからでございますが、6ページから8ページでございますけれども、決められた負担率に従いまして割合を乗じてそれぞれに計上し、8款繰越金を計上しております。

続きまして、議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百20万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

先に歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、8節の旅費4万円、18節負担金補助及び交付金83万円、いずれも決算見込みにより減額で、主なものとしましては、社会福祉協議会からの包括支援センター派遣職員人件費の減額分でございます。

6ページの歳入につきまして、2款繰入金、1項一般会計繰入金で財源調整を行い、3款諸収入、2項雑入、1目雑入で自動車損害共済金を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第39号、下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第39号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千1百88万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為であります。4月1日からの業務開始に伴い、し尿処理場管理委託を設定するものでございます。

第3表 地方債補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。事業の限度額9百70万円を60万円減額し、9百10万円に減額変更するものであります。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

主なものとしまして、7款町債、1項町債、1目下水道債を、事業費の決定に伴い60万円を減額しました。

8ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目農業集落排水事業費の67万7千円、不用額の調整により減額しました。

2款公債費、1項公債費、1目元金、22節償還金利子及び割引料65万3千円と、2目利子、22節償還金利子及び割引料4千円を計上しております。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第40号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第40号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百75万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千5百15万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ、7ページをお開きください。今回の補正は、決算見込みにより歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（中之浦伸一君）

それでは、次に議案第41号、令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入について。

第1款 事業収益、第1項 営業収益、既決予定額1億4千87万5千円から3百54万5千円を減額し、1億3千7百33万円。

第2項 営業外収益、既決予定額2億2千1百68万5千円に6万3千円を追加し、2億2千1百74万8千円。

支出について。

第1款 事業費用、第1項 営業費用、既決予定額2億9千2百29万5千円から4百72万2千円を減額し、2億8千7百57万3千円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3千8百18万7千円は、当該年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入について。

第1款 資本的収入、第1項 企業債、既決予定額4千万円から2千1百50万円を減額し、1千8百50万円。

2ページをお願いします。

支出について。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、既決予定額5千9百18万6千円から1千9百46万6千円を減額し、3千9百72万円。

5ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入

第1款 事業収益、第1項 営業収益は、水道使用料を収入見込みにより調整しております。

次の第2項 営業外収益も雑収入等について実績により調整したものでございます。

6ページをお願いします。

支出の第1款 事業費用、第1項 営業費用について、第1目 原水及び浄水費から第4目 総係費まで、不用見込額の減額調整でございます。

7ページをお願いします。

第5目 減価償却費及び第6目 資産減耗費については、改良事業等により変動した資産の償却費、除却費をそれぞれ計上したものでございます。

8ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、第1款 資本的収入、第1項 企業債については、改良事業費の実績見込みにより企業債の見込額を調整したものでございます。

下段の支出

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費については、実績に基づく不用額の調整を計上したものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について質疑はあ

りませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第34号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第35号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第36号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第37号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）

特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第39号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第40号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第40号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 令和3年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

10 : 50

～

10 : 59

▼ 日程第12 議案第42号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定についてを議決を求める件

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き、再開します。

日程第12 議案第42号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定についてを議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第42号は、南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

本件は、南大隅町立歯科診療所の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町立歯科診療所。

指定管理者となる団体は、肝属郡南大隅町佐多伊座敷3591番地、佐多地区歯科診療所 代表者名は、金村敏生氏でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第42号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第42号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第43号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第13 議案第43号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第43号は、南大隅町緑茶加工施設の指定管理の指定について議決を求めるものであります。

本件は、南大隅町緑茶加工施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町緑茶加工施設。

指定管理者となる団体は、南大隅町佐多伊座敷5820番地1019、名称は、佐多茶業

振興会 会長 磯脇一海氏でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。
ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第43号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定についての議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第43号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第44号 財産の取得について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第14 議案第44号 財産の取得について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第44号は、財産の取得について議決を求める件についてであります。

本件は、南大隅町公有財産の取得につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

財産の表示、種別は土地、所在地 南大隅町根占川北字浜ノ上1126番地ほか1筆、地目 山林、地積 10,054㎡。

相手方は、鹿児島市新照院町2番1-1107号、高崎昭子氏。

取得金額は、1千82万4百円。

理由は、駐車場整備計画に伴う土地取得のためでございます。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 財産の取得について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 財産の取得について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第15 議案第45号 南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第15 議案第45号 南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第45号は、南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件であります。本件は、南大隅町立ねじめ幼稚園を今年度をもって廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 南大隅町立幼稚園設置条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第16 議案第46号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一

部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第16 議案第46号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第46号は、南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、宮迫武蔵・オノリ夫婦の遺志により、遺贈を受けた財産を基礎として、教育の振興及び子育て世帯の教育環境支援に要する資金に充てるため、宮迫武蔵・オノリ教育基金に改めるものであります。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 議案第47号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第17 議案第47号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第47号は、南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、消防団員の処遇を改善するため国の消防団員報酬の見直し方針に基づき、所要の改正をするものであります。

改正の内容は、ラッパ手当6,000円を年額報酬に、機関員手当1,500円を出動報酬にそれぞれ組み替え、費用弁償の出動5,200円を出動報酬8,000円に改め、新たに出動時の費用弁償として、1回あたり500円を支給するよう追加したものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番（上之園健三君）

この消防団条例の改正についてですけれども、現役団員はご示しいただいたとおりで納得をしたいと思いますが、機能的分団員を今後考えられると思うんですけれども、条例等の整備も含めてその機能的団員の起用について、今後どのように考えておられるかお聞きいたします。

町長（石畑博君）

先ほど全協の中でも出ましたとおり、団員の確保が非常に困難になっておりまして、そしてまた、高齢の幹部団員の方々等もいらっしゃる中で、やっぱり消火時等のやっぱり力を補完するという意味で、今1分団におきまして、機能別分団員の組織が始まりまして入団届等をしていただいているところであります。

今後の在り方につきましては、どういった火災時の対応とか、今後のまた機能別分団としての地域での活動の在り方ですね、ここについてはそれぞれまた組織化をする中で地域ごとのやはりこの在り方もあるということから、団員、消防団幹部の方々とは詰めていきたいということで、費用等も含めた形で考えているところでございます。

議長（松元勇治君）

よろしいですか。
他にありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第47号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第18 議案第48号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第18 議案第48号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（石畑博君）

議案第48号は、南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、手数料条例に基づき徴収していました個人番号カードの再発行手数料を、国の所管する地方公共団体情報システム機構が、市区町村に委託して行う形に位置づけが改められることに伴い、手数料徴収規定を削除するものです。

ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第19 議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第20 議案第50号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第21 議案第51号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第22 議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第23 議案第53号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について

- ▼ 日程第24 議案第54号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第25 議案第55号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第26 議案第56号 令和4年度南大隅町水道事業会計予算について

議長（松元勇治君）

日程第19 議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計予算についてから日程第26 議案第56号 令和4年度南大隅町水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

ただいま、一括提案となりました議案第49号から議案第56号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に令和4年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきますと存じます。

令和3年度は、これまでに経験したことの無いコロナ禍によりイベントや諸行事の中止や縮小を余儀なくされる1年となりました。

また、感染症拡大防止の観点から県外との往来自粛や日常のマスク着用など不自由な日常であり、町民の皆様には大変なご苦勞をいただいたことと思います。

そのような中、オリンピック・パラリンピックの東京開催において、本町佐多岬からの聖火リレーが晴れ晴れしくできましたことなど、歴史に残る喜ばしいこともありました。

このように未だ経験したことの無い、コロナ禍でも、町民や関係者の皆様の創意と工夫、熱意によって、少しずつではありますが各種事業推進に向けたノウハウを取得し、帆を揚げ漕ぎ出したところだと感じております。

また、4月には町長及び議会議員選挙も行われ、4年間の町政の舵取り役、推進役としてその任に就きました。地域の課題は町長一人で解決できるものではなく、議員各位から建設的にご議論をいただき課題解決に向けた取り組みを行うことが町民生活の向上につながるものと考えております。

私は、「町民に喜んでいただける町づくり」を目指し、就任から1年、町政を担ってまいりました。日本全国が人口減少による荒波にさらされておりますが、若い就農者の方々も高齢の方々も将来にわたり夢の持てる政策として、町民に密着した「第一次産業の支援」、「自治会活動の支援」、「子育て世代の支援」この三つの思いを成就させるため、これまで申し上げております10本の柱を礎に新たな気持ちで引き続き、取り組みを進めてまいります。

人口減少下でも住民の皆様が将来にわたり安心して暮らせる持続可能な町政推

進として、大きな予算を投ずるだけが評価ではなく、住民の方々の町政への「体感できる満足度」が一番大事であると考えます。

多岐にわたる町政課題の解決と、夢を持てる町の将来像を描き、にぎやかさの創出から活性化につなぎ、交流人口の促進から移住定住への足掛かりへと底辺を広げてまいります。小さな町だからこそできる「子育て支援日本一」を自負し、「町民が誇れる住みやすい町づくり」、「住民お一人お一人の声が町政に届く」施策推進のため、私自ら町民皆様の下へ足を運んでいき、お聴きした町民のご意見ご要望を行政精通者として即断実行してまいります。

町の予算は町民皆さんの浄財であり、この予算を使わせていただき町民に納得していただける町政であるべきと考えております。今、必要とされている政策を厳しく見極め、重点施策を中心に町民皆様に納得していただける行財政の運用に努めてまいります。

引き続き、当初計上予算の概要を説明させていただきます。

令和4年度の一般会計当初予算については、当初予算額が対前年度比0.9%6千1百62万6千円減の総額69億6千6百79万4千円を計上させていただいております。

予算編成の基本的方針として、まずは自治体規模に見合う長期的視点に立った健全な財政運用を目指し、真に必要な事業を取捨選択するなか自主財源の確保はもとより事業の効率性を目論んだ国県補助の適用、有利な地方債を最大限活用するとともに、実情に即した事業の見直しを着実に実施していきたいと考えております。

新町建設計画に則った主要な事業については、ハード事業に公営横馬場住宅現地建替事業や諏訪3号住宅解体事業、公営郡団地屋上防水外壁改修事業、庁舎外構整備事業、B & G防災拠点事業、最終年度となります町道馬籠松山線新設改良事業、町道古殿花之木線改良事業、町道梶南谷線路面改修事業、また塵芥処理特殊車両購入事業などとなっております。

歳入の確保については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は26.5%であり、地方交付税が48.5%、地方債が8.0%、国・県支出金が13.7%という状況であります。

また、歳出については、土木費が54.2%の増、これは「公営横馬場住宅現地建替事業」の増によるものです。消防費が25.1%の増、これは「B & G防災拠点事業」の増によるものです。投資的事業の財源には、引き続き、交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。今後も、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き、将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に徹してまいります。

また、歳入確保の一環として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、国債・地方債等の公共債券運用により、歳入の確保に最大限努めているところであります。

また、変異株による終息の見えない新型コロナウイルス感染症の影響で、世界経済の回復は一喜一憂しながらも、全体的には停滞状況にあり、アメリカの経済対策や中国問題など、日本経済における株価、為替、債券等にも今後も引き続き影響を及ぼすことが考えられます。日々刻々と変化する経済市場の動向を的確に見極めながら、安全第一に債券等を運用し、資金管理運用の収入の確保に努めます。

次に、歳出における分野ごとの概要についてご説明申し上げます。

政策の要であります推進の基本として、基幹産業である第一次産業を発展させることが、産業振興とともに地域経済の活性が地域に活力をもたらし、それぞれ地域の元気を促進するものであります。令和4年度については、要望の多かった農林水産業の基盤環境整備を基軸に、若者から高齢世代まで幅広く頑張っておられる第一次産業従事者への働く楽しみが湧き出る産業支援を行いつつ、いつまでも元気で頑張れる生産振興に支援をいたします。

また、農業立町として、持続可能な農業の実現に向け、国内情勢の動向やポストコロナを見据えて、本町の特性を活かした本町ならではの農林水産業施策をスピード感を持ち実施してまいります。

そのため、農林水産業の長期的安定経営の維持・発展と、温暖な気候を生かした農業の推進など、「南大隅町第二次総合振興計画」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づき、令和4年度、具体的な施策に農業の生産性向上対策として、「産業基盤環境改善対策事業」の運用や、持続的な農業を行える経営体の育成・支援を総合的に行う「南大隅町農業公社」の設立を目指し、引き続き準備を進めてまいります。

本町の令和3年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門は22億4千万円、畜産部門は97億9千万円、水産・林業部門は35億3千万円で、総額155億6千万円と見込んでおります。令和2年より12億円ほどの増額となっており、その主な要因は、耕種部門のバレイショが高単価で推移したことや、畜産部門の肉用牛生産が良好な販売環境で推移したこと、そして、水産部門で、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響下で首都圏の飲食店等が時短営業等により、養殖カンパチ等が出荷抑制を受けている中、漁協による販売努力で出荷数量が増加したことであります。

収益拡大を目指す農業の振興については、適地適作を基本とするバレイショや豆類などの露地野菜、ピーマンや暖房インゲンなどの施設野菜、タンカンや大将季などの果樹類を主体とした、農産物の生産に継続して取り組める体制の構築が必要となります。

その目標達成のため、担い手の高齢化等を踏まえて、スマート農業や施設園芸におけるIoT機器などを活用した生産性向上を進めることも必要であります。また、アボカド・パイナップル等の熱帯果樹類の高付加価値化と、販売戦略に対する創意工夫をと併せ、販路拡大に向けた取り組みも強力に進めてまいります。

有害鳥獣による被害は優良農地にもかかわらず、農産物も生産現場において年々増えており、引き続き捕獲対策・被害抑制対策等の取り組みを行うため、有害鳥獣の全体個体数を減らす取り組みを更に講じて、捕獲頭数を増やし農家の方々が安心して農産物の生産に取り組める環境づくりに取り組んでまいります。

畜産振興については、収益性向上に必要な機械導入や施設整備等の基盤強化を引き続き進め、近年国内で頻発しております家畜伝染病の予防に向けて、環境対策を着実にを行い、防疫・水際対策により、より一層努めてまいりたいと考えます。

また、本年10月に開催される全国和牛能力共進会鹿児島大会への出品に向けて、前回の成果を糧に南大隅牛の優良銘柄の確立や系統繁殖牛の造成を進めながら、先進事例となるべく生産環境の整備を進めるため、畜舎等の飼養環境向上へ取り組みを早急に進めてまいります。

林業の振興については就業人口も低迷する中ではありますが、海外からの需要が増えた関係もあり、長期的に低迷していた木材価格が一時的に上昇しております。安定経営のための森林所有者や林業事業者の収益が向上することによって、再造林への意欲が高まることが望まれるところであります。また、森林経営管理制度を利用して、森林整備を進めることで、CO2削減への取り組みや災害に強い森づくりは、将来への必須課題として進めてまいります。

また横別府地区を中心にシキミ、ヒサカキ等の特用林産物の植栽も進んでおり、中山間地域の鳥獣害に対する影響が少ない貴重な栽培品目として、安定供給できる産地形成について品目の団地化も進めてまいります。

水産業の振興については、核となる養殖漁業及び沿岸漁業の持続的・安定的な漁業生産を持続実現するため、引き続き、漁場や漁港環境の整備を進め、水産物の高付加価値化、ブランド品目である「ねじめ黄金カンパチ」の販路拡大と魚食普及と併せた消費拡大に取り組んでまいります。

漁港等の整備については年次的に物揚げ場の整備や、周辺施設の整備と併せ漁業者の労働環境の向上にも取り組んでまいります。

また、錦江湾や佐多地区太平洋岸の優良漁場を活用した漁業者及び漁業協同組合の経営安定化に向けて水産資源の保護・増殖と、瀬渡し漁業等の推進による漁場としての天然資源を活用した観光漁業への取り組みも進めてまいります。

農業委員会の活動としては、農地を守るという観点から「農地利用の最適化」を基本命題とし、整備済み農地の利活用推進に徹し農業委員と農地利用最適化推進員が情報共有を図り、農地の効果的・効率的な利活用を推進しながら、農業機械等の効率的活用に向けても取り組んでまいります。

また、新たに農地情報等のタブレット端末を活用して、利用状況の共有と併せ情報伝達のスピード化を図り、定期的な農地パトロールの実施による遊休農地解消に

向けた取り組みや農地の有効利用を迅速に進めてまいります。

次に、商工業・観光振興についてでございます。

商工業の振興については、新型コロナウイルス感染症の影響で町内の飲食業や交通事業者をはじめ、様々な業種の方々が厳しい状況を強いられている経営環境が続いております。また、課題である経営者の高齢化や後継者不足も引き続き課題として顕在化しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響を見据え、商工会をはじめとする関係機関と緊密に連携を図りながら、感染症対策と経済対策の並行支援を強化し、事業継続や雇用の維持と併せて、将来的な経営サポートに向けた取り組みを推進してまいります。

具体的な取り組みとしましては、コロナ禍の厳しい現状を踏まえ、消費者と町内事業者のつながりを強化するため、年度内に「プレミアム商品券発行事業」、「最南端から元気を贈ろう事業」、さらに、事業継続や創業支援策として、「商工業者店舗等整備事業」、「商工業者スタートアップ創業支援事業」など、地元商店の賑わいを創出してまいります。

また、街並み環境の向上と商店街の活性化策として、老朽化した街路灯の改修に向けた調査事業を実施し、維持管理を含めた今後の在り方についても検討してまいります。

特産品開発の確立や販路拡大については、地元パインアップルやパッションフルーツを活用した「ジャム・バター」、たんかんを活用した「フルーツゼリー」など新たな産品が開発されております。引き続き、関係機関と連携を図りながら、専門的機関からのアドバイスや、農林水産物など一次産品を生かした魅力ある特産品の開発やPRに努め、収益率確保・販路拡大の支援に取り組んでまいります。

観光振興については、コロナ禍において旅行の形態や価値観が大きく変わり、本町におきましても、入込客が減少するなど影響が大きく、大変厳しい状況が続いております。昨年末は、わずかに回復傾向の兆しが見えましたが、新型オミクロン株の感染拡大で、まだまだ収まる気配が見えない中、当分の間は、感染リスクを避けた安心・安全で自然や開放感を求める個人旅行の形態が望まれると考えております。

そのような中、本町におきましては、「佐多岬」、「雄川の滝」など、ハード整備は、概ね完了し、今後は、これらの観光資源や豊かな自然、食を生かしたソフト面の事業を推進してまいります。

また、旅客のニーズとして食を求める地方への回遊が大きいことから、観光客に提供する食に対するPRや、観光地現地での町内特産品販売施設の整備にも取り組みます。

具体的には、「旅行商品造成支援事業」、「観光PR素材構築事業」など地域資

源の磨き上げや魅力度アップ、販売環境の改善に取り組み、コロナ終息後を見据えた新しい観光スタイルを構築するとともに、観光関連産業との連携を深めながら、コロナ禍で影響を受けた地域観光の回復には時間を待たずして取り組みます。

観光協会については、一般社団法人として新たにスタートし2年目を迎えます。コロナ禍の厳しい現状が続きますが、自立自走に向けた関係会員の皆様の積極的な取り組み、職員の意識改革と採算性の高い自主事業を着実に実施していただき、行政依存のスタイルから独立した安定経営に取り組みをしていくべきと考えます。

町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、佐多岬ふれあいセンター、さたでい号の指定管理者につきましては、コロナ禍での厳しい運営状況が続いておりますが、現下の状況下においてもお客様をお迎える施設として、安心して利用できるサービス体制に努めてまいります。また、ネッピー館では温泉設備の老朽化が進んでいることから、大規模改修に向けた調査事業に着手してまいります。

次に、地域活性化・地方創生についてでございます。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画後期基本計画も3年目を迎え、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」の将来像達成のため、「町民の声を喜びに変えるまちづくり」を目指して、重点施策を推進してまいります。

また、国と地方で取り組む地方創生については、国において第2期まち・ひと・しごと総合戦略が策定され、新型コロナウイルス感染症の大きな影響で、地方移住への関心の高まり、テレワーク推進等による新たな人や仕事の流れが生みだされることから、本町においても、関係人口の拡大、創出など、新たな視点から少子高齢化、人口減少社会に適応したまちづくりを進めます。

I Tを活用したまちづくりの推進については、政府の示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」にのっとり、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を実現するため自治体D Xを進めてまいります。

そのための基盤であるマイナンバーカードの普及推進を行い、住民票などのコンビニ交付、及び自宅で各種申請ができる行政手続のオンライン化などS o c i e t y 5.0の実現に向け、I C Tの活用により、町民の暮らしのあらゆる面でより良い方向に変化させるための社会システムや制度等の基盤づくりを推進していきます。

さらに、自治体間の広域的な取り組みや、「共創」による民間事業者等との先進的な取り組みについて、最新情報の入手や連携強化を図り、オープンデータ化の推進と併せて、各分野でのI T推進事業を進めます。

脱炭素社会の実現に向けた、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、昨年7月に錦江町・肝付町・南大隅町の3町で「ゼロカーボンシティ」の共同宣言をしたところでございます。

町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、3町での広域的な連携や環境に優しいまちづくりの検討など、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むと共に、水力・風力や太陽光発電においては施設設置の可能性の高い条件下でありますので、さらなる再生可能エネルギーの導入を検討してまいります。

特に、公共施設や町内事業者への補助事業を活用した太陽光発電への推奨や、公用車のハイブリッド化、電気自動車導入へ向けた取り組みを加速してまいります。

公共交通については、昨年実施したコミュニティバス等に関するアンケート調査をもとに、要望のあった根占地区のコミュニティバスの増便、佐多地区の小型車両による辺塚地域への運行を拡充し、乗合いタクシーの運行と併せ町内の遠隔地にお住まいの皆様方に公平なサービスの提供を行い、特に高齢者に配慮した優しい運行に取り組んでまいります。

関係人口拡大創出については、既に関わりのある「関係人口」の方々に対し、より深いつながりの構築を図り、合わせて町産品などをフックに町の魅力を拡散することで、段階的に関わりを深める取り組みを展開します。

また、新たなターゲットとして、若年層や子育て世代、第一次産業に興味のある人などを対象とした事業を進め、関係人口の創出が町の認知度を引き上げ、認知度が広がることで関係人口を創出する好循環を生み出し、ふるさと納税の推進や町産品の消費拡大など、外から応援してもらえる町づくりと、関係人口のメリットとされる課題解決や地域活性化、その先の移住定住へつなげる取り組みを進めます。

また、教育旅行とのパッケージによる交流人口の促進策としては、教育旅行として児童生徒への農業や漁業体験など天然素材も多く、また社会福祉法人白鳩会が幅広く展開されております福祉事業との連携による、交流人口拡大策として取り組み、民泊を含めた宿泊受け入れへの整備をツーリズム推進協議会等と進めてまいります。

また、PFIや民活による宿泊施設の確保も最たる課題であり、ネッピー館周辺や大泊地区周辺への宿泊施設の誘致にも関係事業者のご提言等を踏まえ取り組みを進めてまいります。

移住定住促進対策については、「第一次産業」をベースに南大隅町らしさを前面に出した移住促進に努め、移住セミナーやオンラインによる個別相談を実施し、お試し住宅の活用や移住支援制度の周知に努めます。

また、これから移住を希望される方々が不安なく安心して移住に繋げるため、先輩移住者の方々で意見交換の場として構成する「移住定住促進協議会」を発足し、移住された方々への更なる居住環境や新たな起業への支援に、移住定住者に優しい南大隅町、として町や人々の温かさをお伝えしていきます。

引き続き、空き家・空き地バンクへの登録の促進を図りながら、家屋情報を提供

し、町内はもとより町外からの定住が図られるよう、ブロンズ人材センターの在り方と方向性の見直しと、関係業務の一元化への一体的取り組みを進め、移住定住希望者の相談窓口として、町外から移住された方、移住やまちづくりを専門に取り組まれているコーディネーターの方々からの幅広い観点からの提言を頂き、移住定住、人口増促進策の取り組みを進めてまいります。

地域おこし協力隊については、現在亜熱帯果樹の栽培管理や辺塚地区公民館サポート等で活動して頂いておりますが、今後も、各分野で募集を行いながら、必要な人材の確保に取り組み、初期目的である活動終了後も起業して定住していただけるようご意見を賜りながら支援してまいります。

ふるさと納税については、本来の目的として納税者が応援したい自治体へ納税できる仕組みであります。本来趣旨とは異なり返礼品嗜好に対する納税者も多くなっていることは否めない状況であります。昨年度も南大隅町に対する故郷への思いとして納税いただいた方々に対しましては大変感謝申し上げる次第であります。

今後は、関東・関西等への郷土出身者の方々に対しまして納税趣旨をさらにご説明ご理解いただき、ソフト面の返礼メニュー等についてもご意見等を賜る機会を設け、引き続き既存返礼品のブラッシュアップや新たな返礼品の品目拡充に努めつつ町内特産品の販売を推進します。

広報広聴については、ホームページや「広報南大隅」を活用し行政情報を提供することはもとより、SNSなどを活用した広報活動と、多言語対応を図り、ユニバーサルデザインに配慮した町民に親しみやすい広報広聴に努めます。併せて、住みやすい町づくりへの観点から、町民の声を広くお伝えし、町政への提言をいただくための紙面枠として町政への提言」スペースとして、コラム欄等のスペースを設けていきます。

自治会組織の見直しについては、これまでの取り組みもありましたが、諸事情によりなかなか進まない現状であります。また、町を支えて頂いております117地域自治会は、人口減少とともに構成世帯数の減少から、自治会運営・存続が危うい自治会が少なくありません。それぞれの自治会をこれまで支えて頂き、頑張っておられました古の方々は残念な思いであるとお伺いしております。

そのような中、それぞれの自治会に長年にわたり培われてきた深い歴史が消滅することが危惧されるなか、歴史保存は郷土出身者の皆様より望まれておりますので、可能な限り自治会の歴史・文化・風土を語り継ぐための記録保存にも取り組みを進めます。また、引き続き地域担当職員の地域への関わりを強化し、町民から頼られる自治会支援を進めてまいります。

続きまして、土木事業関連ではありますが、第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する安全なまちづくりと町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、地域高規格道路「大隅縦貫道」大中尾工区が、いよいよ今年工事発注予定となりました。本路線は、本町の産業、医療、防災はもとより観光振興にとっても極めて重要な路線でありますので、大隅縦貫道整備促進期成会とも連携し、全区間の同時供用開始を目指すため、早期完成に向けた更なる要請活動に取り組めます。

また、県道563号辺塚根占線の出口地区の工事が進められており、赤瀬川地区の整備も、早期完成に向けて、継続して要望してまいります。

町道関係については、町民各位からも数多くの要望をいただいておりますが、令和4年度当初予算では、用地補償等が完了している道路新設改良工事、道路維持工事に9路線の整備費を計上しているところであります。

今後の新設改良事業につきましては、計画区域の用地承諾が前提でありますので、工事着工までの手法を一部見直しし、予備調査・事業計画・用地調査・用地買収の手法に基づき、工事着手から完成までの期間短縮に努め、早期の効果発現を目指してまいります。

その他、地域の生活道路における除草を含めた道路維持、補修につきましては、建設業者への路面補修や部分的な改良、またシルバー人材センターへの除草清掃や支障木の伐採等の発注、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜りながら、今般B&G財団よりご提供いただく資器材も利活用させて頂き迅速な要望の対応に心がけ、快適な生活環境の維持管理に努めるため、維持・修繕料を増額計上いたしております。

河川関係については、雄川の護岸整備、寄り洲除去及び樋門整備や県管理河川の転石除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、施設の強靱化等を含め引き続き県への要望に努め、住民生活の安全確保に努めます。

農地・農業用施設の整備については、引き続き維持補修、原材料等の支援及び災害復旧の自己負担軽減等、効率的で安定した営農が展開できるよう支援してまいります。また郡地区上之原地域におきまして新たに道路整備を含めた畑かん施設更新への初期段階としての事業同意取得に着手する計画であります。

また、農地等の災害復旧については、自己負担分が大きく軽減されたにもかかわらず、まだまだ制度利用の周知が行き届いておりませんので、自治会長会や農業委員会等での制度の周知徹底を図ってまいります。

次に、住宅環境整備関連であります。人口減少と共に増加しております空き家の解体を希望される所有者に、解体費用の一部を助成する「空き家等解体除去事業」及び、子育て世代、高齢者等にとって、快適で安全安心な住宅の環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、住宅改修費用の一部を助成する「住み続ける住宅助成事業」を継続実施いたします。

町営・公営住宅については、入居希望者の居住環境へのニーズが高く「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建設、改修及び解体など、長期的な視点で住宅ストックの整備に努めてまいります。今年度は計画に沿って公営横馬場住宅の現地建て替え事業を実施します。

また、水道事業につきましては、水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラのひとつであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を持続させるため、老朽管路区間の整備推進に努め、事故等がないよう老朽化施設の更新や改修・改良を計画的かつ効率的に進めるとともに、企業会計の適切な業務管理に努め、事業経営の安定化を図ってまいります。次に、地域に頼られる行政経営を目指しまして。

私の標榜する行政経営として、「町民の相談しやすい役場」という理念を就任当初から掲げており、それを実現していくためには、3つの目標があげられます。

まず、行政サービスの担い手である現在の職員数を維持しながら、「スピード」、「スマイル」、「スマート」を目指す職員像として、「地域の本質的な課題を把握し、解決できる」人材を育成していきたいと考えます。

2つ目は、地域自治会と行政の二人三脚のパートナーシップを構築し、地域活性化を推進していくことであり、具体的には少子高齢化、過疎化による地域コミュニティ機能低下の防止を最優先課題とし、地域自治会個々の状況に応じた支援策となるよう令和3年度に創設した「スマイル支え合い活動事業補助金」の更なる活用が図られることを目指します。

3つ目は、行政改革の一環として社会の潮流に乗り遅れることがないように、「働き方改革」、「男女共同参画」、デジタルトランスフォーメーションを意識しながら、まずは、行政、職場内での変革と実践を図り、組織や職員がそしゃくした上で、地域への浸透を図ってまいります。

令和4年度は、女性の活躍機会を推進していくため南大隅町男女共同参画基本計画に基づき、総務課内に女性活躍推進室を創設し、職員の教養と町民向けの説明会開催など、地域推進員の方々のご協力をいただきながら、男女共同参画に係る意識づくりのための広報啓発活動に取り組んでまいります。

また、住民サービスの更なる向上と相談しやすい親しみやすい役場を目指し、佐多支所の充実を図るほか、本庁においては、来庁された住民の方々を目線を優先した窓口配置に変更いたします。

更に、職場環境では、超過勤務時間の上限設定に伴い、働き方を見直すとともに、自治体DXの一環であるAI・RPAの積極的な活用等による業務効率化の推進及びコロナ禍においても業務継続のためのテレワークや分散勤務を活用し、課題に積極果敢に取り組めます。

町有財産の管理につきましては、庁舎周辺の慢性的な駐車場不足の解消や、スクールゾーン拡幅等の計画を盛り込んだ駐車場整備の実施設計を進め、利用者の方々の利便性・安全性を重視した整備を図ります。

また時代趨勢により発生しております町有の遊休地や遊休施設については、長期的視点での判断を行い、将来的に利活用の予定のない財産については必要とされる方々への売却を進めてまいります。

庁舎建設事業につきましては、熊本地震を機に検討が始まってから、今年で7年目を迎え、事業の最終年度として新庁舎玄関周辺の整備を進めます。

役場及び周辺施設を利用される皆様や周辺住民の皆様には、長期間にわたり、大変ご不便をおかけいたしておりますが、継続中の車庫建設と最終計画の庁舎外構の建築並びに電気設備の整備を進め、全ての計画が完了する見込みでございます。

まだ事業全体の完成までは、しばらくお時間をいただくこととなりますが、町民の皆様には引き続きご理解ご協力を賜りたいと考えております。

自主財源確保への取り組み。

財政運営におきましては、税収等の確保は、各事業の施策を進めていく上で、極めて重要な自主財源となります。

本町の主産業である農林水産業をはじめ商工観光業など、コロナウイルスの長期化により、厳しい状況となっておりますが、公正で適正な課税と、町税を含む各種債権や過年度滞納分の徴収においても、公平負担の原則から関係法令に則り執行してまいります。

また、口座振替による納付を推進し、併せてコンビニ納付やキャッシュレス決済による納付等、納付方法の選択肢を広げ、収納率向上に繋げてまいります。

地籍事業におきましては、第7次計画に沿って継続実施していく予定でございます。事業完了までは相当の期間と事業費を要しますが、山間部においては、新たな調査手法であるリモートセンシングについても導入に向けて情報を収集し、早急な事業完了に向けて取り組んでまいります。

「(町長ここまででお願いします。午前の部は終わります。)」との議長より声あり)

議長 (松元勇治君)

午後は1時より再開します。休憩します。

11 : 59

～

13 : 00

議長 (松元勇治君)

休憩前に引き続き再開します。

午前中に引き続き、町長の施政方針が続きます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

引き続き、またよろしくお願い申し上げます。

安心安全なまちづくりから入っていきます。全国各地での集中豪雨、洪水、地震、火山噴火など、近年の自然災害は、多発化・激甚化の様相が顕著になっております。

さらに、南海トラフ大地震も、その確率が70%以上と言われてから既に何年も経過しており、大規模地震の発生リスクはかなり高まることが予想されています。

本町におきましては、このような大規模災害から、町民の生命、財産並びに地域社会を守るため、MBC南日本放送と防災パートナーシップ協定を締結するとともに関係機関と連携し、防災情報の発信並びに防災活動に努めております。

現在、新型コロナウイルス感染症が国内外で蔓延している状況でございますが、自然災害による被害を軽減するため、今後も各種防災訓練を充実し、町民の防災意識の向上を図り、防災に強いまちづくりに努めてまいります。

特に、B&G財団との防災協定締結により、災害発生時、迅速かつ効果的な緊急対応に必要な重機・運搬車・救助艇等の機材配備や防災倉庫を設置するとともに、災害発生時の緊急対応や避難所運営を行うための人材育成研修を計画いたしております。

南海トラフ地震発生を想定した津波対策については、東北地震での惨状から津波発生から高台避難という基本的避難方法を徹底するため、令和4年度は太平洋岸の対象地域を重点的に、避難マップや避難方向の確認、要介護避難者の支援など課題も多くあることから、喫緊課題として自治会ごとの避難対策に取り組めます。

次に、防災支援の要である消防団員の確保対策でございますが、地域防災力の充実を図る必要性を考えると消防団員数の確保は喫緊な課題であることから、火災時の消火活動や大規模災害時の後方支援を行っていただくため消防団経験者等を中心とした、機能別消防団員制度の活用を進めています。併せて、消防団員数の減少対策として、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえて、頼られる消防団員の確保の観点から出動報酬の見直しなどの処遇改善を行い、引き続き団員の確保対策に取り組んでまいります。

交通安全対策については、県内の交通事故発生状況を見ますと関係機関や団体等と連携した啓発活動や施設整備により、全体的に減少傾向となっておりますが、事故発生件数の6割弱が65歳以上の高齢者関連事故となっております。

引き続き錦江警察署をはじめ関係機関・各種団体と緊密に連携を図りながら、高齢者の交通事故防止対策、定期的な街頭立哨や交通安全運動キャンペーンなど、交通マナーの向上につながる効果的な交通安全教育を推進するとともに、高齢者同士

の交通事故を未然に防ぐための道路環境整備・管理にも努めてまいります。

次に、福祉施策についてであります。

少子高齢化・人口減少という深刻な状況に直面し、地域社会や家庭環境における支え合いの機能も弱まっていることから、国においては、全ての人が住み慣れた地域で互いに助け合い、支え合い、安心・安全に、その人らしく暮らせる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備や取り組みが進められています。

本町におきましては、高齢者等の日常生活の中で福祉課題を地域で把握し、解決を図る福祉の自治組織として平成29年度から地区社協の設置に取り組んでおります。現在、13地区のうち8地区で活動に取り組んでおり、残りの5地区においても、それぞれの地域事情にあった地区社協の設置に引き続き努めてまいります。

また、独居高齢世帯への見守り活動については、ここ数年お1人でお亡くなりになるという悲愴な結末があり、孤独死を発生させてはなりません。高齢者の見守り活動については、高齢化率の高い本町において最重要課題であり、自助・共助・公助の支援活動が効果的にできていきますよう地域自治会や地区社協の組織、社会福祉協議会の支援の輪を構築していきます。

高齢者福祉については、令和4年度は令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、高齢者の状況やニーズを把握するためにアンケート調査を実施します。

また、身体的な捉え等で食事が作れなくなった高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することにより健康維持を図ることを目的とした、配食サービス環境の充実、食の自立支援事業をはじめ、福祉タクシー利用助成事業など、その他の各種事業につきましても申請の簡素化や制度の利便性など、サービスの充実を検討いたします。

次に、障害者福祉については、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、障害者の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害者福祉サービスや相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。また、早期療育が必要な児童に対し適切な療育を提供できるよう、関係機関との連携、相談支援体制の充実にも努めてまいります。

児童福祉については、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って、子育て支援特別手当や子ども医療費助成などの事業を引き続き実施してまいります。

4月からは、ねじめ保育園が保育所型認定こども園 根占こども園として開所する予定であり、幼保一貫保育の実現に向け、保育環境の整備を実施し、子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

また、引き続き、保育料の無償・軽減を実施し、合わせて無償化の対象とならな

い副食費について助成を行い、保護者の負担軽減、就業機会の創出に一層努め、子育て支援日本一のまちづくりをキャッチフレーズに子育て支援策を推進してまいります。

次に、介護保険事業については、令和3年度からスタートした、第8期南大隅町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携推進事業の充実や、認知症総合支援事業のさらなる拡充に努めてまいります。

さらに、介護予防事業において、商品券付ポイント制度の高齢者地域支え合いグループポイント事業等を活用し、身体機能低下予防に重点をおいた運動教室や、地域の集いの場である、ころばん体操、サロン活動などへの参加促進に努め、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

町民が住み慣れた町で、安心して健やかに暮らしていくには、健康づくりは欠かせないのである大切な要件です。すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、引き続き町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応であります。

世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異により、新たな拡大の波が次々と襲っており、未だ収束への糸口が見いだせない状況であります。これまで誰も経験したことのない感染症対策を世界中が強いられており、町といたしましても適正な国策に期待を抱きつつ、大きな不安を抱えておられる町民が、より安心して生活できるよう、迅速かつ適正な情報発信に心掛けてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、あらゆる方向に影響を及ぼす先例のない状況であることから、町民に新しい生活スタイルの推進を図り、感染防止対策を呼びかけるほか、迅速なワクチン接種の実施を目指し、国、県や関係機関との連携を密にしてまいります。

健康づくりについては、保健センターを中心に、乳幼児から高齢者まで全町的な健康相談、健康診断を実施し、疾病の予防、早期発見、早期治療のために、町民の意識向上に努めていくことが必要になります。健康づくりマイレージ事業を活用した運動指導や栄養指導を実施するとともに、新型コロナウイルス対策を施した、効果的な健康管理事業を推進していきます。

また、子育て包括支援室、子育て応援センターみなまあるでは、各関係機関と連携の上、順調に事業を展開しております。妊娠期から18歳未満の子どもまで切れ目ない支援を展開して、SNSを活用した事業やコロナ禍で出産に不安を抱えているご夫婦等に対し、独自のパパママ教室を開講するなど、住民に寄り添った各種事業に取り組んでいきます。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって5

年目となります。近年はコロナ禍における受診控え等により一時的に医療費水準が下がっておりますが、年齢構成が高い構造的な問題に加え、高水準の医療技術と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、様々な要因により財政的に非常に厳しい状況にあると考えられます。県並びに国保連合会等との連携を図りながら、特定健診の受診率向上及び糖尿病の重症化予防等の予防・健康づくりや保険給付費の適正化などに努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度については、介護予防事業との一体的な取り組みを求められていることから、高齢者の特性を踏まえた健康課題への対策を強化し、令和5年度からの本格的なフレイル対策実施に向けた準備、研修を行い、元気で活力を維持できるよう温泉保養券の拡充を図るとともに高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指し、広域連合や各関係機関とのさらなる連携を図りたいと思います。

環境衛生については、昨年10月改正された、南大隅町ポイ捨て等禁止条例の取り組みを巡回など本格的に開始するとともに、啓発活動に努めてまいります。

循環型社会構築に向けては、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図っていきます。

また、合併浄化槽の普及拡大を図るための措置を講じるとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めたいと考えております。

地域医療の確保と医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、肝属郡医師会立病院及びおぐら病院と連携、協力をいただきながら地域医療体制に取り組みます。また、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染予防対策のため、町民の方に迅速かつ適正なワクチン接種ができるよう接種体制を整えてまいります。

佐多歯科診療所は新たな歯科医師の着任の下、指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子どもから高齢者の方々まで医療体制を推進してまいります。

また、一次救急医療についても、引き続き在宅当番医制事業に取り組むとともに、二次救急医療体制の確立を図るための所要の措置を講じていくとともに、肝属郡医師会立病院の存続については、地域病院の拠点として令和2年度に策定した病院基本構想を基軸とし、基本計画策定委員会等で取り組んでいるところでございます。今後もできるだけ住民の皆様のお声を反映できるよう努力しながら、将来あるべき南隅地域の地域医療体制を構築していきたくと考えております。

次に、教育行政の推進についてであります。教育行政につきましては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質、能力の養成を目標として、知識及び技能を習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を涵養するなど、子どもたちに生きる力を育むことで、確かな学力、豊かな心、

健やかな体を育むことを目指します。

そのために、南大隅町教育行政の大綱に基づき、ふるさとを大切に、誇りの持てる教育・文化のまちづくりを基本目標に、未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する生きる力を備え、ふるさとを愛し誇りにする子どもとなる良好な環境づくりを推進します。

令和4年度の学校数及び学級数の見込みは、神山小学校9学級202人、佐多小学校4学級33人、小学校合計13学級235人、根占中学校6学級128人、第一佐多中学校5学級28人、中学校合計11学級156人です。

学校教育では、一人一人の個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくための教育環境や、教育体制の充実を図ることで、生きる力を育む教育に努めます。教職員の更なる資質向上や授業力の向上を図り、きめ細やかな指導や支援を行うことで、児童生徒の学力向上に努めます。

令和4年度も引き続き、GIGAスクール構想に基づいたICT教育環境を充実させ、児童生徒の情報通信技術への理解を深め、学力の向上を図り教職員研修の充実や児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めます。

根占・佐多両地区で立ち上げた学校運営協議会の更なる充実を図るとともに、学校と保護者、地域住民、各種団体等がより一層連携を深め、小中連携、小中一貫教育及び地域学校協働活動を一体的に推進します。

また、学校施設については、供用されている学校施設として最も古い神山小学校屋内運動場の老朽化に伴う改築事業に着手いたします。また併せて、安心安全な教育施設の整備を目指し各学校の校舎、屋内運動場等については、経年劣化に伴う補修等を行い、適切な管理を行います。本町ご出身の宮迫武蔵・オノリ様ご夫妻より遺贈いただきました浄財は、これまでネッピー・みさきちゃん奨学金として、基金運用しております。今後、児童生徒の減少が顕著なことから、幅広い子育て支援策への活用を目指し、義務教育課程における小・中学校入学支援金及び修学旅行助成金としても活用し、子育て世代の教育環境支援として、更なる有効活用を行い宮迫武蔵・オノリ様ご夫婦の遺徳を多くの町民へご説明申し上げ、効果の早期発現に対応してまいります。

県立南大隅高校につきましては、全国的な生徒数減少が地方の高校にも影響しており、入学生徒数も激減状況であることは否めない現実であります。高校存続対策の一環として、地域みらい留学事業を継続し、地域みらい留学フェスタへ参加するなどして、南大隅高校の魅力を都市部の生徒に発信し、苦慮しております入学希望者の確保に努めるとともに、地域に密着した魅力ある高校づくりを支援します。

学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、

地元産の食材中心に、食育の推進を図り、子育て世代の支援と地産地消を目的とする地場産物購入の助成を継続して、引き続き児童生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を届けていきます。

社会教育では、人権啓発・家庭教育・高齢者の研修会などを開催し、関係機関・各種団体と連携するとともに、地区公民館活動を支援し町民が一つになれる参加しやすい事業活動を進めながら、青少年健全育成では、町の宝として次代を担う子どもたちにチャレンジスクール事業などの体験活動の機会を提供してまいります。

令和4年度は、災害時の相互応援協定を結んでいる湧水町から児童生徒を迎えて、青少年の交流を深める事業や、中学校3年生を対象に町内の史跡や観光スポットを巡る体験学習の場を提供してまいります。

また、文化的教育として永年続いておりますボランティア美化活動の南端まちづくり活動を続けるとともに、減少しつつある高校生クラブの育成を図り、図書館運営では、町民の読書活動を推進するために、質の高い図書館サービスを提供し、幅広い年齢層の図書館利用を促進します。

地域文化の高揚と文化協会の育成として、町内の歴史的資源としての文化財や伝統文化の保護活動を図り、令和4年度は伝統芸能の保存のため小中学校において継承活動の取り組みも進めてまいります。

社会教育では、スポーツの振興を図り、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取り組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然や特色を活かしたスポーツの推進を図ります。

具体的には地域意見を尊重し、町民運動会の今後の在り方や見直し等を含めた取り組みを進めるとともに、社会体育施設の適正管理として、利用者が安全に施設を利用していただくため、コロナ対策を含めた維持管理に努め、施設の老朽化による改修等につきましては計画的に整備を図ってまいります。

また、令和5年度に延期となりました、第75回特別国民体育大会を迎えるにあたり、PRやおもてなし、県をはじめ、関係市町及び関係機関との連携を図り、大会の成功に向けて国体推進室を拡充し、準備を進めているところでございます。

令和4年度につきましては、特別国体のリハーサル大会に代わる、全国大学対抗選手権自転車競技大会を根占自転車競技場及び錦江町・南大隅町特設ロードレース会場で9月に開催することとなりました。

この大会は、大学選手権の中でもハイレベルな大会で、全国の大学約30校の選手及び関係者、競技役員等が集結して行われます。この大会の開催により、「自転車のまち南大隅町」を全国にPRするとともに、特別国体に向けての機運醸成のための大会になるよう、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、進めてまいります。

最後になりますが、人口減少の環境下、令和4年度も、ただいまお示しいたしました政策を中心に、「町民に喜んでいただける町づくり」のため誠心誠意努力してまいります。町民全ての声をすぐには実行できませんが、即実行できる要望等については着実に実行していき、長期的視点で取り組む事業については、関係受益者のご意見等が十分に反映できますよう丁寧な町政推進に努めていく所存でございます。

議員各位におかれましても当然、日常議員活動におきまして町民からのご要望等を多数お聞きされると存じます。議会と執行部、情報を共有しながら町民の皆様を理解され信頼される町政を目指していきたいと考えております。

以上、令和4年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と、各種施策について、令和4年度一般会計当初予算額69億6千6百79万4千円の計上等に基づく所信の一端を申し述べさせていただきました。

町民の皆様の理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の創意工夫による効率的運用を行い、議会の皆様方のご指導ご助言を賜り、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますことをお誓い申し上げ、令和4年度施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

それでは、引き続き各議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第49号は、令和4年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町一般会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億6千6百79万4千円とするもので、前年度と比較して0.9%の減となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次に、議案第50号は、令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8千27万6千円とするもので、対前年度比11.1%の増となったところでございます。

次に、議案第51号は、令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千34万5千円とするもので、対前年度比で8%の減となったところでございます。

次に、議案第52号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百34万3千円とするもので、対前年度比1.2%の減となったところであります。

議案第53号は、令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千5百20万1千円とするもので、対前年度比7.3%の減となったところであります。

議案第54号は、令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千5百25万円とするもので、対前年度比9.8%の減となったところであります。

議案第55号は、令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千3百44万2千円とするもので、対前年度比0.7%の増となったところであります。

次の議案第56号は、令和4年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。

本件は、令和4年度南大隅町水道事業会計予算について、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出、第5条企業債等を定めるもので、収益的収入及び支出につきましては、収入額を3億2千4百21万1千円、支出額を3億1千2百45万4千円、資本的収入および支出につきましては、収入額を3千7百30万円、支出額を1億6千43万8千円とするものであります。

以上、ご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第49号、一般会計予算についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計予算、令和4年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億6千6百79万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる

事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第50号、国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度南大隅町特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第50号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算、令和4年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8千27万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第51号、令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

議案第51号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算、令和4年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千34万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

続きまして、議案第52号についてご説明いたします。

45ページをお願いいたします。

議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算、令和4年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百34万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第53号についてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。

議案第53号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算、令和4年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千5百20万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくをお願いいたします。

支所長（川越貢君）

続きまして、議案第54号、令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

76ページをお開きください。

議案第54号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算、令和4年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千5百25万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第55号、後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

86ページをお願いいたします。

議案第55号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算、令和4年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千3百44万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

建設課長（中之浦伸一君）

次に、議案第56号、令和4年度南大隅町水道事業会計予算についてご説明いたします。

水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第56号 令和4年度南大隅町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度南大隅町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3,732戸。

(2) 年間総配水量813,926m³。

(3) 一日平均配水量2,230m³。

(4) 主な建設改良事業 浄水場及び配水管整備事業3千7百30万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事業収益3億2千4百21万1千円。

第1項 営業収益1億3千4百5万3千円。

第2項 営業外収益1億9千15万8千円。

支出

第1款 事業費用3億1千2百45万4千円。

第1項 営業費用2億8千9百21万1千円。

第2項 営業外費用2千2百24万3千円。

第4項 予備費1百万円。

2ページをお願いします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千3百13万8千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入3千7百30万円。

第1項 企業債3千7百30万円。

支出

第1款 資本的支出1億6千43万8千円。

第1項 建設改良費3千8百75万円。

第2項 企業債償還金1億2千68万8千円。

第3項 予備費1百万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業債、限度額3千7百30万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

3ページをお願いします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用。

(議会の議決を得なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3千16万5千円。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2千6百30万8千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は1千万円と定める。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

議案第49号 令和4年度南大隅町一般会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第52号 令和4年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号 令和4年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号 令和4年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第55号 令和4年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号 令和4年度南大隅町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第49号から議案第56号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第56号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決まりました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

1 3 : 4 8
～
1 3 : 5 4

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長に大坪満寿子さん、副委員長に平瀬十助君が互選されましたので報告します。以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の会議は、3月17日、午前10時から開きます。

3月8日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和4年 3月 4日 午後 1時55分